

## **現行の保険証及び資格確認書の取扱いについて**

### **(現行の保険証の取扱い)**

**Q1 法令上、令和6年12月2日以降はマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行するとされていますが、現在保有している共済組合員証及び組合員被扶養者証（現行の保険証）はすぐに利用できなくなるのでしょうか。**

A1 令和6年12月2日時点で有効な現行の保険証は、経過措置により、最長令和7年12月1日まで引き続きご利用いただけます。現行の保険証は利用期限まで大切に保管して下さい。ただし、同日までの間に、共済組合の本部又は支部をまたぐ異動があった場合など、現行の保険証が無効となる事情が生じた場合は、その前日が利用期限となります。

### **(資格確認書の取扱い)**

**Q2 資格確認書とはどのようなものでしょうか。**

A2 マイナ保険証をお持ちでないなどマイナンバーカードによる電子資格確認ができない状況にある方からの申請により、共済組合から交付される現行の保険証の代わりとなるものです。医療機関等の窓口で資格確認書を提示することにより、ご自身の負担割合（3割負担等）で保険診療を受けることができます。

**Q3 有効な現行の保険証を保有していますが、マイナ保険証は保有していません。資格確認書はすぐに交付してもらえますか。**

A3 経過措置期間（令和7年12月1日まで）内であって、有効に現行の保険証をご利用いただける間は、現行の保険証をご利用ください。

令和7年12月1日に現行の保険証が有効期限を迎える方を対象とした資格確認書の交付時期や交付方法等は、後日、裁判所共済組合ウェブサイトでお知らせします。

**Q4 令和6年12月以降に採用され、裁判所共済組合に加入しましたが、マイナ保険証を持っていないため、資格確認書の交付を希望します。どのような手続が必要でしょうか。**

A4 所属の共済組合まで資格確認書交付申請書を提出してください。資格確認書交付申請書の様式等は「採用されたとき」のページをご確認ください。

**Q5 マイナ保険証を持っていない場合に、申請することなく資格確認書を交付してもらえないのでしょうか。**

A5 マイナ保険証を持っていない方に資格確認書を職権で交付するためには、資格確認書を交付できる方かどうか確認する必要がありますが、現時点ではシ

システムの仕様上これに要する期間が定かではなく、資格確認書を必要とされる方に速やかに資格確認書を交付することができない可能性が高いため、申請書の提出をお願いしているところです。資格確認書の速やかな交付のため、申請書の提出にご協力をお願いします。

**Q6 令和6年12月以降、共済組合の本部又は支部をまたぐ異動があった場合、引き続き異動前の共済組合が交付した現行の保険証を利用することはできないのですか。**

A6 共済組合の本部又は支部をまたぐ異動があった場合、異動前の共済組合が交付した現行の保険証は利用することができなくなります。

マイナ保険証を保有していない方等は、お手数ですが、異動先の共済組合に資格確認書交付申請書を提出して交付申請を行なってください。資格確認書交付申請書の様式等は「異動したとき」のページをご確認ください。

※ 令和7年4月1日に共済組合本部に統合される仙台、札幌及び高松の各高裁管内の共済組合支部所属の組合員及びその被扶養者の方であって、マイナ保険証をお持ちでない方への共済本部の資格確認書の交付方法については、今後所属支部を通じてお知らせする予定です。

**Q7 有効な現行の保険証を紛失してしまいました。令和6年12月2日以降、  
現行の保険証を再交付してもらえますか。**

A7 令和6年12月2日以降、現行の保険証を再交付することはできません。  
マイナ保険証をお持ちでない方等は、現行の保険証の紛失届とともに資格確認  
書交付申請書を提出してください。

**Q8 婚姻したため保険証に表示されている氏名に変更が生じました。変更後の  
氏名で現行の保険証を再交付してもらうことはできますか。**

A8 令和6年12月2日以降、記載事項に変更が生じた場合でも現行の保険証  
を再交付することはできません。マイナ保険証をお持ちでない方等は、所属の共  
済組合に氏名変更の届出とともに資格確認書交付申請書を提出してください。

**Q9 資格確認書交付申請書の申請の理由欄に「その他マイナ保険証で受診が困  
難な事情があるとき」とありますが、どのような事情がこれにあたるのですか。**

A9 厚生労働省によれば、マイナ保険証での受診が困難な事情として、組合員  
又は被扶養者が高齢であったり、障害をお持ちであったりするため介助者等の  
第三者が病院の窓口で資格確認を補助する必要がある場合等がその例として挙  
げられております。

**Q10 マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除を申請したいのですが、どのような手続が必要でしょうか。**

A10 マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を所属の共済組合までご提出ください。申請書が提出されてから実際に利用登録の解除がなされるまでにシステムの仕様上3か月間程度を要します。利用登録の解除がなされたことはマイナポータルからご確認ください。また、有効な現行の保険証又は資格確認書をお持ちでない方は、同時に資格確認書交付申請書をご提出ください。

**(任意継続組合員の方)**

**Q11 令和6年12月以降に任意継続組合員の申出を行うことを考えています。マイナ保険証を利用していないため、資格確認書の交付を受けたいのですが、どのような手続が必要でしょうか。**

A11 任意継続組合員の申出書の資格確認書交付申請欄に必要事項を記載して提出して下さい。組合員ご本人だけでなく、任意継続組合員の申出と同時に被扶養者認定の申告を行う方であって、資格確認書の交付対象者となる方についても同欄に記載して下さい。

**Q 1 2 任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証には、令和 7 年 1 2 月 2 日以降の日付が有効期限として記載されています。表示された期限まで利用できるのでしょうか。**

A 1 2 任意継続組合員の組合員証及び被扶養者証に表示されている有効期限に関わらず、令和 7 年 1 2 月 2 日以降は現行の任意継続組合員の組合員証・被扶養者証は利用できなくなります。同日以降の日付が有効期限として記載されている組合員証・被扶養者証をお持ちの方を対象とする資格確認書の交付時期や交付方法は、後日裁判所共済組合ウェブサイトでお知らせします。